

ア ス ク

Advise and Support Care services

介護サービス相談サポートセンター
福祉サービス第三者評価機関
認知症高齢者グループホーム外部評価機関

アスクニュースレター No. 2 1

2006年7月27日

発行 特定非営利活動法人アスク
発行人 佐藤由紀子

〒325-0074 栃木県那須塩原市松浦町118-189

TEL/FAX : 0287-62-4310

E-mail : npo.asc@nasuinfo.or.jp

web : <http://www4.nasuinfo.or.jp/~asc/>

2006年度 アスク総会のご報告

2006年度の総会を5月14日(日)に開催したところ、多くの会員にお集まりいただき、また、熱心にご討議いただき、大変ありがとうございました。お陰様で、2005年度の事業報告・会計報告、2006年度事業計画・予算、ならびに役員改選についてご承認をいただきました。

決算報告書の作り方

総会に提示した2005年度決算報告書ならびに貸借対照表等の財務諸表の作り方について、単年度の財務状況が分かりにくいとの指摘がありました。収入や支出についての誤りはなかったのですが、貸借対照表に一部問題部分がありましたので、総会でのご了承を得て、分かりやすいものに作り直した上で、会員の皆様にお送りするという措置をとらせていただきました。会員の皆様にはあらためて2006年度の総会資料をお届けいたしますのでお読みください。

なお、事業報告などの記述の仕方も分かりづらいとのご意見がありましたので、今後、アスクの事業の内容をより分かりやすくお伝えする資料の作り方を研究したいと思います。

役員が一部変わりました

今年度は2年任期の役員を改選する時期です。総会で理事1名と監事の退任が決まり、監事が新しく選任されました。

理事長：佐藤由紀子(留任・特定非営利活動法人アスク理事長)

副理事長：早乙女順子(留任・那須塩原市議会議員、介護支援専門員)

理事：加藤悦雄(留任・作新学院大学女子短期大学部助教授)

児玉久美子(留任・(株)アルフレッサ勤務、薬剤師)

佐藤賢二(留任・企業組合とちぎ労働福祉事業団理事長、介護支援専門員)

陣内雄次(留任・宇都宮大学教育学部助教授、福祉住環境コーディネーター)

田中義博(留任・企業組合とちぎ労働福祉事業団専務理事、社会保険労務士)

永田博子(留任・絵画講師)

監事：中島幹夫(新任・経営コンサルタント、中小企業診断士)

水上京子(理事)、山口君子(監事)の両名は2000年のアスク創立以来、アスクの会計と監査を一手に引き受けてくださいましたが、この度の改選で退任することが決まりました。

両名には法人がここに至るまで大変ご苦勞をおかけしました。心より感謝と労いを申し上げます。

なお、水上さんには、引き続きアスクの会計係としてご尽力いただくことになっております。

介護保険！制度改正で「介護のある暮らし」がどう変わる？

ケアプラン難民の出現

国は、今回の介護保険制度改正で、居宅介護支援事業者のケアマネジャー1人が担当するケースを50から35件に減らすことを決めました。また、地域包括支援センターが、居宅介護支援事業者のケアマネジャーに委託できる介護予防支援（介護予防ケアプランを立てる支援）の件数の上限を8件としました。これらのことで、ケアマネジャーが見つからない、ケアプランが立てられない事態が4月から発生し、都市部ではケアプラン難民という言葉が使われる有り様です。

現在、ケアマネジャーは、要介護（1～5）状態の利用者を35人受け持つか、又は、要介護の利用者を減らして要支援1，2（予防給付）の人を受け持つか調整をしています。

予防ケアプランは、地域包括支援センターで立てることが原則で、居宅介護支援事業者のケアマネジャーに委託できる件数は8件が上限です。もし、ケアマネジャーが予防ケアプランを8件（要介護換算で4人）委託された場合は、要介護状態の人を31人に減らし合計39人の利用者を受け持ちます。ですから、居宅介護支援事業者のケアマネジャーは最高で39人の利用者とししか関われなくなります。また、予防ケアプランは地域包括支援センターが原則立てることになっていますが、自治体によって規模も設置数もまちまちで、迅速にプランを立てられない状況にあります。

これらがケアプラン難民を出現させる原因です。特に都市部では深刻な状況です。

介護保険は措置から選択になった しかし、今、利用者が選ばれる

介護保険では、利用者がサービス事業者を選ぶことができるようになりました。しかし、ここに来て、予防ケアプランは地区割りされた地域包括支援センターで立ててもらおうようになり、選択の余地は僅かに残るだけとなりました。その僅かな選択の一つが、利用者が今まで使っていた居宅介護支援事業者のケアマネジャーに予防ケアプランを立ててもらうことです。しかし、一人のケアマネジャーが受けることができる介護予防支援の件数は8件が上限ですから、限られた人にしか対応できません。また、このような状態ですから、新たに介護状態となった人はケアマネジャーを自由に探すのは容易ではありません。空いているケアマネジャーがいたら頼むことが先で選ぶどころではありません。

ケアマネジャーの側は、1件でもオーバーすると居宅介護支援の介護報酬が逡減されますので、限度を超えて仕事ができません。1件のオーバーでもすべての介護報酬が4割減となります。これでは、経営が成り立たなくなりますので、上限を超えて担当することは実質無理です。ですから、逆にケアマネジャーが35件（介護予防支援を8件受けた場合は39件）の中で利用者を選ぶことも起きてきます。

介護保険当初の理念であった利用者がサービスを選ぶことができるという選択の自由が崩れていくことが危惧されます。（早乙女順子）

改正介護保険ホットラインには多くの不安の声が...

6月19日から3日間、首都圏の市民活動7団体で構成する改正介護保険ホットライン企画委員会が実施した電話相談「改正介護保険ホットライン」には首都圏を中心に140件の相談が寄せられました。相談内容の一部をオフィス・ハスカップ（主宰：小竹雅子さん）のメール・ミニコミ「市民福祉情報」271号～276号から編集して転載させていただきます。ここには、介護保険改正で介護サービス利用者の間では、どんなことが起こり始めているかがあらわれています。介護保険改正に伴う問題を今後もニュースレターで取り上げていきたいと思えます。

改正介護保険ホットラインの相談内容から

1. 認定調査への疑問

2. 更新認定への不安

* 認定が軽くなった理由を、ケアマネからも教えてもらえない。

* 認定が軽くなると今までのサービスが使えなくなるので不安だ。

3. 地域包括支援センターと利用者

* 地域包括支援センターの職員に変わったので、相談や話しがしにくくなった。

* 地域包括支援センターは市役所のなかにあり、敷居が高い。男性職員であるため細かいところまで話せず、相談もあまり出来ない。

* 地域包括支援センターはまったく機能していない。

4. 介護予防ケアマネジメント

* 地域包括支援センターの看護師が介護予防ケアプランを作ってきて、「こうになりましたから」と一方的に説明され、押印するよう求められた。今までのケアマネジャーと随分、対応が違う。

5. 介護予防ホームヘルプ・サービスと利用者

* 要介護1から要支援2になった。要介護1のときは社会福祉協議会のホームヘルパーだったが、要支援のサービスはしないとされた。できないと言われるのはなぜなのか。

* 親(80代)は要支援2になり、ホームヘルパー派遣が認められないと言われた。相談者は親と同居しているが、働いている。これまで週1回のホームヘルパー派遣で、状態を維持してこられた。身のまわりのことがかろうじてこなせる程度なのになぜ、ホームヘルプ・サービスが使えないのか。介護を社会で支え、サービスを選択できる制度のはずなのに、介護保険料も親子で月1万円近い額になるのに、選択できないのは納得できない。

* 松葉杖を使い家事をこなしているが、要介護1から要支援2になり、ホームヘルプ・サービスの

回数が減らされて、つらい。

* ホームヘルプ・サービスの生活援助が1回2時間から1.5時間になり不便を感じている。

* ホームヘルパーの通院介助が利用できたのに、法改正で利用できなくなった。

6. 福祉用具レンタルと利用者

* 今回の更新で要介護2から要支援2になったため、電動車いすのレンタルが今月中で打ち切りとなる。車いすがないと外に出られない。

* 更新で要支援1になった。「7月からベッドのレンタルは中止になる」「自己負担でレンタルするか、購入するか？」とケアマネジャーから言われた。起き上がり、寝返りもきつい。他にサービスは利用していないのに、なぜ必要なものが取り上げられるのか？

* 下肢マヒで要介護1。電動ベッドのレンタルを今後は使えないと言われた。ベッドのレンタルができたからこそ、これ以上、悪くならないように努力してきた。介護度が軽いからベッドが使えないというなら、努力をしなければよかったのだろうか。矛盾を感じる。

* ホームヘルパーをしているが、利用者がベッドや車いすを引き上げられて、悲惨な状況にある。ケアマネジャーに「必要ならば、自分で買って下さい」と言われていると訴える利用者もいる。ある人は、困ったあげく、悪徳業者から劣悪なものを売りつけられてしまった。

* 親(80代)は要介護1が要支援1になった。福祉用具レンタルのベッドが利用できなくなると言われたが、足が悪いのでベッドはどうしても必要だ。レンタル業者からは「7月中ならキャンペーンをしているので、新品購入かリースの新規契約のどちらかにしてほしい」と言われている。今まで使っていたものを下取りできる制度にしてほしい。また、業者の勧めであるが、新品、リースともそれが適正な価格かどうかわからない。

福祉サービス事業所のための評価機関合同相談会

日時：8月22日(火) 10:00~15:00

会場：とちぎ福祉プラザ1階多目的ホール(宇都宮市若草1-10-6)

問合せ：とちぎ福祉サービス第三者評価推進機構(社会福祉法人 栃木県社会福祉協議会内)

TEL 028-622-7555 FAX 028-622-2316

ホームページ <http://www.tfhs.jp>

昨年、とちぎ福祉サービス第三者評価推進機構が発足し、9つの評価機関と37名の評価調査者が認証され、栃木県の第三者評価事業がスタートしました。しかしながら、評価結果が公表されたのは、アスクが昨年度評価を実施した都賀町の特別養護老人ホームのみで、その後はまだありません。対象事業所は、第三者評価の意義を図りかねていたり、評価機関のことがよく分からなかったり、様子見というところが多いのが実情です。

それで、9つの評価機関が一堂に会して、事業所の疑問に応えたり、評価活動の内容を個々に説明する機会が設けられました。多くの事業所に第三者評価や評価機関について知っていただき、第三者評価事業が普及することを願っています。

高齢消費者支援者講座

高齢者が巻き込まれる消費者トラブルが増えています。職場や地域において消費者被害の未然防止と消費生活に関する普及啓発に役立つ知識を持つ人材の養成を図るための講座です。

開催日	開催場所	申込締切日
9月5日(火)	栃木県小山庁舎(小山市犬塚3-3-1)	8月4日(金)
9月28日(木)	栃木県安足健康福祉センター(足利市真砂町1-1)	8月25日(金)
10月12日(木)	栃木県塩谷庁舎(矢板市鹿島町20-22)	9月11日(月)
10月20日(金)	栃木県消費生活センター(宇都宮市野沢町4-1パーティ内)	9月19日(火)

主催(共催): 栃木県消費生活センター、栃木県弁護士会

申込/問合せ先: 栃木県消費生活センター企画情報課

〒320-0071 宇都宮市野沢町4-1 とちぎ男女共同参画センター・パーティ内

TEL 028-665-7733 FAX 028-665-7740

トピックス

介護サービス情報公表はじまる

介護保険制度の改正で、今年度から「介護サービス情報の公表」が始まり、調査員による各事業所への調査が始まっています。

今年度対象となるのは、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、通所介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与、居宅介護支援、介護福祉施設サービス(特養)、介護保健施設サービス(老健)

の9種類の介護保険サービス事業所ですが、来年度以降、このほかの事業種類も対象になります。

栃木県では県社協が「栃木介護サービス情報調査公表センター」に指定され、秋には調査の終了した事業所の情報が公表されます。

詳しくは下記のホームページをご覧ください。

栃木県介護サービス情報公表システムHP

<http://www.t-kjcenter.jp/kaigosip/Top.do>